チャイルドシートの購入費用を補助します

町では、６歳未満の乳幼児を自動車に乗せる際に装着が義務付けられている幼児用補助装置（チャイルドシート）を購入した方に、購入費用の一部を補助します。

◆補助の対象

町内に在住の小学校就学前の乳幼児を養育し、国土交通省あるいは欧州、米国の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した方

◆補助金額

１万円を限度として、購入金額の２分の１の額（１００円未満の端数は切り捨て）

◆申請期限

チャイルドシートを購入した日から６か月以内

◆補助の回数

お子さん１人につき２回までとします。**ただし、２回目については、お子さんの発育の程度に応じて新たに買替えをした場合のみ対象となります。**

◆申請方法

所定の申請書（役場総務課に用意）に**領収書**及び**品質保証書、チャイルドシートの製造元、製品名等が確認できる書類（取扱説明書等）**を添付して、問い合わせ先まで提出してください。

問い合わせ

役場総務課

ＴＥＬ６５－１５２１（代表）

安全基準適合マーク

国土交通省の基準適合マーク

（注）車両限定型チャイルドシートの場合は、「SPECIFICVEHICLE」
兼用型チャイルドシートの場合は、「COMPATIBLE」

（注）汎用チャイルドシートの場合は、「UNIVERSAL」
準汎用チャイルドシートの場合は、「SEMI-UNIVERSAL」
車両限定型チャイルドシートの場合は、「VEHICLE-SPECIFIC」
特定車両型チャイルドシートの場合は、「RESTRICTED」

欧州の基準適合マーク（ECE規則 R44/03）

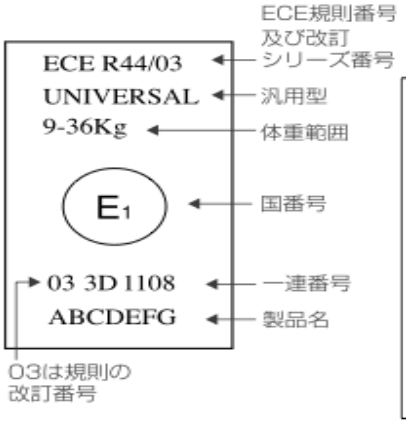

米国の基準適合マーク（FMVSS No.213）